

地域密着型特別養護老人ホーム おうぎの里 ご利用料金表

ユニット型個室

令和4年10月1日から

	介護保険サービス費(1割負担分)								居室代・食費			1日の費用	1ヶ月の費用
	基本サービス費 (単位)	看護体制 加算Ⅰイ (単位)	夜勤職員 配置加算 (単位) <small>現在算定不可</small>	日常生活 継続支援加算 2 (単位)	介護職員 処遇改善 加算Ⅱ (単位)	介護職員 特定処遇 改善加算Ⅱ (単位)	介護職員等 ベースアップ等 支援加算 (単位)	サービス合計 ×1.014(地域 区分調整) (単位:円)	介護保険 負担限度額 認定 (単位:円)	居住費 (単位:円)	食費 (単位:円)	自己負担額 合計目安 (単位:円/1日)	自己負担額 合計目安 (単位:円/1ヶ月)
要介護 1	661	12	0	46	43	17	12	802	第1段階	820	300	1,922	57,660
									第2段階	820	390	2,012	60,360
									第3段階	1,310	650	2,762	82,860
									非該当	1,310	1,360	3,472	104,160
									2,006	1,445	4,253	127,590	
要介護 2	730	12	0	46	47	18	13	878	第1段階	820	300	1,998	59,940
									第2段階	820	390	2,088	62,640
									第3段階	1,310	650	2,838	85,140
									非該当	1,310	1,360	3,548	106,440
									2,006	1,445	4,329	129,870	
要介護 3	803	12	0	46	52	20	14	960	第1段階	820	300	2,080	62,400
									第2段階	820	390	2,170	65,100
									第3段階	1,310	650	2,920	87,600
									非該当	1,310	1,360	3,630	108,900
									2,006	1,445	4,411	132,330	
要介護 4	874	12	0	46	56	21	15	1,038	第1段階	820	300	2,158	64,740
									第2段階	820	390	2,248	67,440
									第3段階	1,310	650	2,998	89,940
									非該当	1,310	1,360	3,708	111,240
									2,006	1,445	4,489	134,670	
要介護 5	942	12	0	46	60	23	16	1,114	第1段階	820	300	2,234	67,020
									第2段階	820	390	2,324	69,720
									第3段階	1,310	650	3,074	92,220
									非該当	1,310	1,360	3,784	113,520
									2,006	1,445	4,565	136,950	

★この料金表は計算上の目安としてまとめています。実際のご利用料金は加算の算定根拠により若干変更になる場合があります。

※東広島市は7級地のため、1単位が10.14円の計算となります。

※上記1ヶ月の利用料は30日で計算しています。

※介護職員処遇改善加算Ⅱ…所定単位数×加算率6.0%

介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ…所定単位数×加算率2.3%

介護職員等ベースアップ等支援加算…所定単位数×加算率1.6%

*所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。

初期加算(30単位/日 30日限度)、**安全対策体制加算**(20単位/入所時1回のみ)、**入院・外泊時加算**(246単位/日 6日間限度)。

※被爆者手帳をお持ちの方は「介護保険サービス費」の自己負担はありません。

※その他費用

医療費(嘱託医師による診察代、薬代)、**理美容代**(指定事業者による実費負担)、**訪問歯科診療代**(希望者のみ)

訪問マッサージ代(医師の同意がある方のみ)、**電気代**(電化製品を居室において使用する場合)

衛生部材(個別の処置等にかかる部材代)、個別固有の日用品代など

介護保険負担限度額認定 (単位:円)

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、東広島市への申請により第1段階から第3段階までの負担軽減措置が受けられる場合があります。**R3.8.1から負担軽減措置(負担限度額)が改定されました。**